

第七條 進退ニ關シ甲乙協議ノ上之ヲ決スヘシ
方龍記各項ノ場合ニ於テハ各當事者間ハ互ニ一
方ノ意志表示ニヨリ何等ノ手續ヲ要セスシテ
本契約ヲ解除スルコトヲ得

(1) 甲、債權者ヨリ第一條記載ノ物件ニ對シ競
賣、申立若クハ強制執行ヲ受ケタルトキ

(2) 當事者、一方ガ本契約ノ各條項、一ニテモ
違反シタルトキ

第八條 甲及乙ノ負擔ニ屬スル費用ヲ左ノ通り定ム
備地料 (2) 借入料及費用ヲ左ノ通り定ム
酒却費 (4) 税金 (5) 甲ノ負擔スル債務ノ利息

(1) 甲ノ負擔トシ
電燈料 (2) 電燈料 (3) 瓦斯料 (4) 材料費 (5)
得意先、交際費 (6) 交通費 (7) 運搬費 (8) 修
繕費 (9) 事業ニ從事スル事務負擔料 (10) 修
職工扶助費 (11) 活字補充費 (12) 諸入費 (13) 職

第九條 乙給料等ハ乙ノ負擔トス
甲中ノ一名ヨリ又乙中ノ一名ヨリ為スヘキ通
知其他ノ行為ハ甲金負又ハ乙金負ニ對シ其效
力ヲ及スヘキモノトス

第十條 本契約ニ關シ乙金負ハ連帶責任トス
東京府小石川区劇口水道町四十六番地
甲當事者 有隣印刷株式會社

東京府下豊多摩郡渋谷町大字下渋谷六二七
右會社取締役 曾 村 豊 三
右法定代理人 明治十六年七月生

東京府日本橋區新穀町二丁目一番地
右會社取締役 天 井 國太郎
右法定代理人 明治二十三年十月生

右兩名者管轄登記官更ニ認証シタル登記簿抄
本ヲ提出セシメ代表資格ヲ証明セシメタリ
右代理人ニ依リテ囑託セシメタリ